

五

立案 昭和 年 月 日
決裁 昭和 年 月 日

爵位課長

宗秋察總長



宮内事務官



故海軍中佐小山田正一特旨叙位日附變更ノ件

昭和二十一年二月二十六日
登帳記入 月

官 内 省

故海軍中佐小山田正一特旨叙位日附變更ノ件

正務課長



海軍省



昭和二十一年二月二十六日

宮内省

大藏省
庶務課
長
官
日



故海軍中佐小山田正一特旨叙位日附變更ノ件
右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十一年二月二十六日

内閣總理大臣男爵幣原喜重郎



日

月

三行位第三十一號
案昭和三年二月
日
共
昭和
年
月
日
行
昭
和
三
年
二
月
日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

内閣書記官

故海軍中佐小山田正一特旨叙位日附變更件今般第二復負大臣ヨリ
別紙通奏請之有今更不都合候得共事實已今得花ト認メルニ
付特旨叙位日附變更上奏相成然ルニ

内閣

内閣 復 三十一 號

昭和二十年二月十六日故海軍中佐 正六位 小山田 正一

右者戰死者ニ對スル時旨敍位トシテ頭書ノ通昭和二十一年

一月三十一日被追陞候處今般昭和二十年二月二十四日戰

死セルコト判明致候ニ付テハ本敍位日附更正相成慶恐懼

謹テ 奏ス

昭和二十一年二月十八日

第二復員大臣 男爵 幣原 喜重郎



海軍

内閣官房人專課長 殿

第二復員省人專局

局長

敘位更正ニ關スル件照會

二月十八日二復秘人第 六二九 號特旨敘位發令日附更正ノ件上奏相成候左記ノ者
ハ頭書ノ日附ヲ以テ戰死之ニ對スル特旨敘位トシテ昭和二十一年一月三十一日被追
陞候處其ノ後現地部隊ヨリノ歸還者ニ依ル同官ノ戰死確認報告並ニ諸調査ニ依リ
別紙記載ノ日附ヲ以テ戰死シタルモノナルコト判明致候ニ付テハ特旨敘位發令日
附更正方可然取計相成度

記

127
昭和二十年二月十六日 海軍中佐 小山田 正 一
(昭和二十一年一月十八日進達ニ復秘人第二七四號)

(終)

昭和二十年二月二十四日

比島方面 海軍中佐

小山田

正一

(終)

二復秘人第六二九號

昭和二十一年二月十八日

第二復員大臣 男爵 幣原 喜重郎

内閣總理大臣 男爵 幣原 喜重郎 殿

海軍中佐 小山田 正一 敘位日附 更正ノ件 別紙上奏書 進達ス

(終)

海

軍



六

立案 昭和 年月 日
決裁 昭和 年月 日

爵位課長

宗秩寮總裁



宮内事務官



海軍少將山賀守治特旨叙位取消ノ件

昭和五年二月六日
官報
官報編輯部

官 内 省